

第6章 費用

【保険料の免除】

＜法定免除＞

第八十九条 被保険者（※1）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものⁱ⁾の受給権者（※2）であるとき。

二 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものⁱⁱ⁾を受けるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設ⁱⁱⁱ⁾に入所しているとき。

2（納付の申出） 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

説明項目についての条文を掲載し、正確な知識を参照できるようにしています。

i) 令6条の5の1

ii) 則74条
⇒生活保護法による生活扶助又はハンセン病問題の解決の促進に関する法律による援護

iii) 則74条の2
⇒国立ハンセン病療養所等

条文中の「政令で定める」などの記載に対し、該当の法令を示して参照しやすくします。さらに、必要に応じて、政令等の内容についても掲載します。

- ※1 第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。
- ※2 最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者^{iv)}を除く。

iv) 令6条の5の2

《趣旨・概要》

国民年金では、第1号被保険者は20歳から60歳までの長期間にわたり保険料を納めることとなりますが、様々な事情で保険料を一時期納付することが困難な人もでてきます。そこで、国民年金では法律で定められた一定の要件に該当したときには、保険料の納付義務を免除することで、将来の年金受給権を確保できるようにしています。

保険料の免除制度には、「法定免除制度」と「申請免除制度」の2種類があります。また、対象者や期間を限定し保険料納付を猶予する制度として「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」があります。

本条は、法定免除制度について規定したものです。法定免除とは、第1号被保険者本人が本条に定められているいずれかの事由に該当するときに、保険料の納付義務が免除される制度です。

括弧書きを欄外に記載し（短いものはイタリック表記）、本文を読みやすくしています。

《解説》

1. 第1項は、法定免除の該当事由と期間について規定しています。なお、第1項本文括弧書きの「第90条の2第1項から第3項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。」とは、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の適用を受けている期間は、法定免除の対象とならないという意味です。

(1) 該当事由

第1号被保険者が、第1項第1号から第3号のいずれかに該当するときに、保険料の納付義務が免除されます。

① 第1号

障害基礎年金又は1級・2級の障害厚生年金及び障害共済年金等の受給権であるとき。ただし、当初障害等級が2級以上であってもその後障害の程度が軽減し、厚生年金保険法の障害等級3級以上の障害状態に該当しなくなった日から起算して、3級以上の障害状態に該当することなく3年を経過した者（現に3級以上の障害状態に該当しない者に限ります。）は除かれます。

(2) 法定免除の期間

法定免除の期間は、法定免除の事由に該当した日の属する月の前月から該当しなくなった日の属する月までの期間です。

2. 第2項は、納付申出制度について規定しています。従来は、法定免除に該当すると保険料の納付又は前納はできませんでしたが、法定免除の該当期間であっても納付申出をすることにより、保険料の納付又は前納が可能となりました。（平成26年4月1日施行）

《参考》

1. 第1号被保険者は、法定免除事由のいずれかに該当したとき、又は法定免除事由のいずれにも該当しなくなったときは、「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。（国民年金法施行規則第75条及び第76条）
2. 法定免除を受けた期間は、保険料免除期間（保険料全額免除期間）として、（老齢・障害・遺族）基礎年金の受給資格期間に算入されます。
また、老齢基礎年金の年金額の計算において、法定免除を受けた期間は、1ヵ月を2分の1として計算されます。（平成21年3月以前の期間は1ヵ月を3分の1として計算されます。）
3. 保険料を前納した後に法定免除に該当するようになった場合、前納した保険料のうち免除に該当した月以後の分に係るものについては、還付が可能となりました。（平成26年4月施行）

- (注) 全額免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除、学生納付特例及び若年者納付猶予についても同様です。
4. 遡及して法定免除となった場合、従来は、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料は必ず還付されていましたが、本人の申出により、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようになりました。(平成 26 年 4 月施行)

＜申請免除：全額免除＞

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（※1）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（※2）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（※3）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額ⁱ⁾ 以下であるとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法 による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものⁱⁱ⁾ を受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額ⁱⁱⁱ⁾ 以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由^{iv)} があるとき。

2（適用開始期） 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

3（取消申請） 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める^{v)}。

i) 令 6 条の 7
⇒注 1

ii) 則 76 条の 2

iii) 令 6 条の 8
⇒125 万円

iv) 則 77 条の 7

v) 令 6 条の 10
及び 6 条の 11

※1 次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条 に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの^{vi)}（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。

vi) 令 6 条の 6

※2 第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。

※3 一月から厚生労働省令で定める月^{vii)}までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。 vii) 則 77 条の 2
⇒ 6 月

注1 1 項 1 号 政令で定める額

⇒国民年金法施行令第 6 条の 7

前年の所得金額 ≤ (扶養親族等の人数+1) × 35 万円 + 22 万円

《趣旨・概要》

第 1 号被保険者本人及び世帯主・配偶者のいずれもが、経済的理由や災害に罹災したなどの事由で保険料を納めることが困難なときは、本人が申請し承認を受けることにより、保険料の全額又は一部の納付義務が免除されます。これを「申請免除制度」といい、申請免除には、全額免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除の 4 種類があります。

本条は、全額免除制度について規定したものです。全額免除とは、第 1 号被保険者本人及び世帯主・配偶者のいずれもが、本条に定められているいずれかの事由に該当するときに、本人が申請し承認を受けることにより、保険料の納付義務が全額免除される制度です。

《解説》

1. 第 1 項は、全額免除の該当事由と期間について規定しています。なお、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除の適用を受けている期間、又は学生等である期間若しくは学生等であった期間は、全額免除の対象となりません。また、若年者納付猶予の適用を受ける期間も全額免除の対象となりません。

(1) 該当事由

第 1 項第 1 号から第 5 号は、全額免除の該当事由を規定しています。

① 第 1 号

前年の所得が下記の計算式で得た額以下であるとき。(1 月から 6 月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下本条において同じ。)

前年の所得金額 ≤ (扶養親族等の人数+1) × 35 万円 + 22 万円

② 第 2 号

本人又はその世帯の人が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき。

生活扶助以外の扶助⇒住宅等の扶助

③ 第3号・第4号

地方税法に定める障害者又は寡婦で前年の所得が 125 万円以下であるとき。

④ 第5号

天災その他の理由により保険料を納付することが著しく困難なとき。

厚生労働省令で定める事由とは下記のとおりです。

- (i) 免除の申請のあった日の属する年度又はその前年度における震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けたとき。
- (ii) 免除の申請のあった日の属する年度又はその前年度において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。
- (iii) 被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力を受けたとき。ただし、次に掲げる者が、それぞれに掲げる事由に該当するときに限る。
 - イ 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者が世帯主である場合にあっては、被保険者）
→被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。
 - ロ 配偶者
→当該配偶者からの暴力を行つた者であること。
- (iv) その他 (i) から (iii) に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき。

なお、(i) (ii) (iv) のいずれかの要件に該当した場合は、第 1 号被保険者本人の所得は問われず、(iii) の要件に該当した場合は、配偶者の所得は問われません。

(2) 全額免除の期間

保険料免除等の期間は、厚生労働大臣が指定する期間とされており、申請をした時期によって、以下のように定められています。

- ① 申請のあった日の属する月が 7 月である場合、当該月の属する年の前年 7 月から当該月の属する年の翌年 6 月までの期間において必要と認める期間
- ② 申請のあった日の属する月が 8 月から翌年の 6 月までの月である場合、申請のあった日の属する年の 7 月から翌年の 6 月までの期間（申請のあった日の属する月が 1 月から 6 月までの月である場合にあつては、申請のあった日の属する年の前年 7 月から当該年の 6 月までの期間）において必要と認める期間

（注）4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除、若年者納付猶予についても同様です。

なお、平成 26 年 4 月から、保険料の納付期限から 2 年を経過していない期間（申請時点から 2 年 1 ヶ月前までの期間）について、遡って申請ができるようになりました。

従来の免除等の承認に係る所得要件は、「（免除等申請日の）前年の所得（又は前々年の所得）が政令で定める額以下であるとき。」とされていたため、原則として、直近の 7 月までしか遡って免除の申請ができませんでしたが、当該要件が「保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（又は前々年の所得）が政令で定める額以下であるとき。」に改められたためです。

（注）4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除、学生納付特例、若年者納付猶予についても同様に遡及期間が見直されました。

2. 第 2 項は、全額免除の処分があったときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、申請のあった日（申請日）に処分があった（処分日）とみなす規定です。なお、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除については、本規定の準用はありません。
3. 第 3 項は、全額免除の辞退について規定しています。全額免除を受けた被保険者について、改めて法 90 条第 2 項による免除（4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除）の申請を行うことができるようにするため、全額免除を辞退できるように設けられています。この場合は、申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、全額免除が取り消されることになります。
4. 第 4 項は、全額免除の所得金額について規定しています。全額免除の所得金額とは、地方税法に規定される下記の①から⑥の合計額です。（ただし、地方税法第 313 条第 8 項及び第 9 項の規定による控除前の合計額です。）

- ① 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
- ② 附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- ③ 附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額
- ④ 附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額
- ⑤ 附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- ⑥ 租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額

《参考》

1. 全額免除事由のいずれかに該当したときは、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。

(国民年金法施行規則第77条第1項及び第2項)

原則として、申請は毎年度必要ですが、申請手続きの負担を軽減するため、平成17年7月から「継続的免除申請方式」が導入されました。全額免除が承認され、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望した場合は、翌年度以降、申請書の提出を省略することができます。

ただし、以下の理由で承認された場合は、継続申請とならないため、翌年度に改めて申請が必要となります。

(国民年金法施行規則第77条第3項)

- ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていること
- ② 天災や失業による場合
- ③ 特別障害給付金を受けていること
- ④ 申請の承認結果が4分の3免除、半額免除、4分の1免除だった場合

2. 全額免除を受けた期間は、保険料免除期間（保険料全額免除期間）として、（老齢・障害・遺族）基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、老齢基礎年金の年金額の計算において、全額免除を受けた期間は、1か月を2分の1として計算されます。（平成21年3月以前の期間は1か月を3分の1として計算されます。）

本テキスト中の法令、略令一覧

法……………国民年金法

法附則……………国民年金法附則

(60)法附則……………昭和 60 年改正国民年金法附則

(元)法附則……………平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則……………平成 6 年改正国民年金法附則

(16)法附則……………平成 16 年改正国民年金法附則

(23)法附則……………平成 23 年改正国民年金法附則

(24)法附則……………平成 24 改正国民年金法附則

(25)法附則……………平成 25 改正国民年金法附則

令……………国民年金法施行令

改定率改訂令…国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則……………国民年金法施行規則

厚年法……………厚生年金保険法

厚年令……………厚生年金法施行令

社審法……………社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令……………国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令

基金令……………国民年金基金令

労基法……………労働基準法